

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	学校法人久留米大学
法人代表者	理事長 内村 直尚
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	0942-31-7516（総務課直通）

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

--

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 第3次中期計画（実施期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）である学校法人久留米大学将来構想vision2022-2026に基づき法人運営を行っており、また、当該計画に基づく運営状況については、2025（令和7）年10月に中間報告として公表するなど、理解を得る方策を実施している。

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 法令、寄附行為を含む学内規則・規程等に基づき、執行と監視・監督の役割を明確化するとともに、建設的な協働と相互牽制を有効に機能させるため、理事会には学内評議員（教学、病院）が陪席、また、評議員会（定時以外）には理事全員が陪席する体制を整備している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	建学の精神や理念を念頭に形作られた学部等における各ポリシーなどについては、自己点検・評価、外部評価や認証評価等の結果を踏まえ、都度、必要な改善を施している。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	産学官の連携や地域連携を専門に担う部門・部署を中心として、公開講座等の様々な社会貢献・地域貢献活動を展開している。なお、ボランティア活動を展開するために必要な諸規程の整備は行っていないものの、授業活動の一環としての取組み、自治体の要請等に基づく情報発信を積極的に行っている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	法令及び寄附行為に基づき、令和7年度から常勤監事や会計監査人を設置し、監査機能の向上及び監事機能の実質化並びに監視・監督機能の強化を図っている。

遵守原則3-2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	法令、寄附行為を含む学内規則・規程等に基づき、役員等の選任手続きを執り行っており、また、内部統制システムの基本方針に基づき、必要な規則・規程等を整備するとともに、有効な内部統制体制を確立している。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	教育研究活動に係る情報や経営に係る情報については、ホームページ等を活用し、適時適切に公開している。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	ガバナンス機能の向上のため、学外人材を理事、監事及び評議員に活用しながら、理事会等の機能の実質化を図っている。なお、政策の執行状況確認については、ITの活用も検討しつつ、現状においては紙媒体を用いて会議体等にて適時適切に説明・報告を行う仕組みが機能している。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	数値目標に沿った編成方針に基づく予算に対し、四半期ごとに執行状況を厳密に管理し、また、補助金を含めた外部資金や寄附金の獲得にも積極的な取組みを進めるなどして財政基盤の安定化を図っている。さらに、必要な規則・規程等を整備した上で危機管理体制を整備するなど、経営基盤の強化に努めている。